

PCB廃棄物保管事業者
PCB使用機器使用事業者 の皆様へ

PCB廃棄物の適正な保管について

近年、県内の保管事業場において、保管されていたPCB廃棄物が不適切に処理されたり、紛失する事案が発生しております。

PCB廃棄物は、生物濃縮性が著しく高い物質であり、回復困難な健康被害又は生活環境保全に係る被害をもたらすおそれがあるため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)」により、期間内の処理及び厳正な保管が義務づけられております。

つきましては、PCB廃棄物の保管状況を再度確認のうえ、適正保管など以下の内容について留意してください。

① 譲渡し譲受けの原則禁止について

PCB廃棄物は、法により、許可業者以外への譲渡し及び譲受け双方の行為が原則禁止されています。

なお、違反行為については罰則が適用される可能性があります。(裏面1参照)

② 保管基準に基づく適正な保管について

PCB廃棄物は、廃棄物処理法に定める保管基準に基づく適正な保管をしなければなりません。(裏面2参照)

③ 処理申込について

PCB廃棄物のうち、高濃度PCBで汚染された高圧トランス類、コンデンサ類又は廃PCB油等については、日本環境安全事業(株)(JESCO)大阪事業所でのみ処理されますので、処理申込(機器登録)していない事業者の方は、速やかにJESCOに対して処理申込を行ってください。(裏面3参照)

(参 考)

1. PCB特措法

(譲渡し及び譲受けの制限)

第十一条 何人も、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合のほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲渡し、又は譲り受けてはならない。

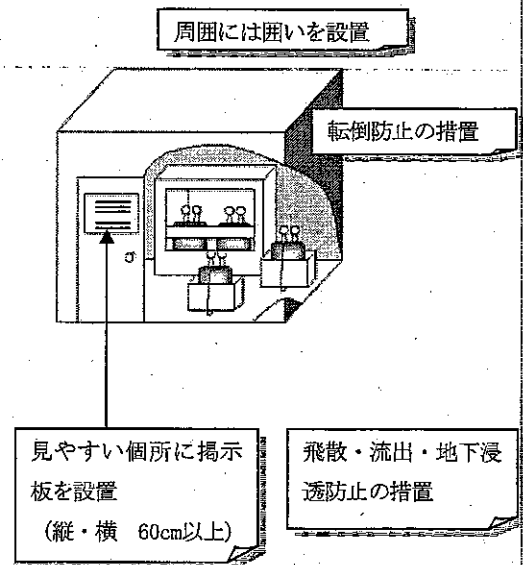
(罰則)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十一条の規定に違反して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲渡し、又は譲り受けた者

2. 廃棄物処理法に定める保管基準

- ① 保管施設の周囲に囲いを設置すること。
- ② 保管場所に周囲から見やすいように掲示板を設置すること。
- ③ PCB廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散を防止する措置を講ずること。
- ④ 保管場所にねずみや害虫が発生しないようにすること。
- ⑤ 他の物質が混入するおそれのないよう仕切りを設けるなど必要な措置を講ずること。
- ⑥ 密閉等の揮発防止措置、高温にさらされないための必要な措置及び腐食防止措置を講ずること。



3. 処理申込 (機器登録) 先

〒105-0014

住所 東京都港区芝1丁目7番17号 (住友不動産芝ビル3号館4階)

宛先 日本環境安全事業株式会社 営業部 管理課

TEL 03-5765-1935

URL: <http://www.jesconet.co.jp/>

PCB廃棄物保管事業者
PCB使用機器使用事業者 の皆様へ

微量PCB汚染廃電気機器等について

昭和47年以降に製造され、PCBを使用していないとする電気機器等に、数十ppm程度のPCBに汚染された絶縁油を含むものが存在することが、平成14年7月に判明し、その量は、電気機器が約120万台、OFケーブルが約1,400kmに上るとの推計があります。このような微量のPCBに汚染された電気機器等が廃棄物となったもの(以下「微量PCB汚染廃電気機器等」という。)の取扱いについて、以下の内容にご留意ください。

① 微量PCB汚染廃電気機器等の処分について

微量PCB汚染廃電気機器等を処分しようとする場合は、メーカー及び業界団体である(一社)日本電機工業会からの情報によりPCB混入の可能性の有無について確認し、混入の可能性が否定できない場合は、機器に使われている絶縁油のPCB濃度を測定し、混入の有無を確認してください。

なお、測定の結果、封入された絶縁油中のPCB濃度が処理の目標基準である0.5mg/kg以下であるときは、PCB廃棄物に該当しないものとして取り扱うことが出来ます。

② 適正な処理及び保管について

微量PCB汚染廃電気機器等は、PCB廃棄物として適正に処理する必要があります。処理されるまでの間は、廃棄物処理法に基づく保管基準に従い適正に保管してください。

また、現在使用中の方も、処理期限内に適正に処理する必要がありますので、計画的に使用を停止し、国の認定又は都道府県等の許可施設で、処理してください。

(裏面に、国の認定又は都道府県等の許可施設を掲載しています。)

③ 保管及び処分状況等届出書への記載について

微量PCB汚染廃電気機器等であると判明している場合は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、保管状況及び処分状況等届出書の提出が必要となります。

届出書への記載に関しては、資料2「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書記入要領」をご覧ください、微量PCB汚染廃電気機器等については、「廃棄物の種類」欄のコードに「99」を記入してください。

廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設について

低濃度 PCB 廃棄物（いわゆる微量 PCB 廃棄物）は、環境省の認定又は都道府県等の許可を受けた施設で処理を行う必要があります。

微量 PCB 廃棄物を処理に必要な環境省の認定を受けた施設は以下のとおりです。

事業者名	施設設置場所	問い合わせ先	廃棄物の種類		
			微量 PCB 汚染絶縁油等	微量 PCB 含有廃電気機器等	低濃度 PCB 汚染物・同処理物
(財)愛媛県廃棄物処理センター	愛媛県新居浜市	089-941-2111	○	○	○
光和精鉱(株)	福岡県北九州市	093-872-2100	○	○	○
(株)クレハ環境	福島県いわき市	0246-63-1231	○		○
東京臨海リサイクルパワー(株)	東京都江東区	03-6327-3190	○		
エコシステム秋田(株)	秋田県大館市	0186-46-1436	○		
神戸環境クリエート(株)	兵庫県神戸市	078-651-5060	○		
(株)富山環境整備	富山県富山市	076-469-5356	○	○	○
(株)富士クリーン	香川県綾歌郡綾川町	087-878-3111	○		
関電ジオレ(株)	兵庫県尼崎市	06-6411-3690	○		
三光(株)	鳥取県境港市	0859-44-5367	○	○	○
杉田建材(株)	千葉県市原市	0436-96-1311	○	○	○

微量 PCB 汚染廃電気機器等の処分業に係る都道府県知事等の許可を受けた施設は以下のとおりです。

事業者名	施設設置場所	問い合わせ先	廃棄物の種類		
			微量 PCB 汚染絶縁油等	微量 PCB 含有廃電気機器等	低濃度 PCB 汚染物・同処理物
エコシステム山陽(株)	岡山県久米郡美咲町	エコシステムジャパン(株) PCB 営業推進部 (西部)0868-62-1341 (本社)03-6847-7013		○	○

施設により、受け入れ可能な微量 PCB 廃棄物の種類や受入条件が異なりますので、各事業者にご確認ください。

また、認定又は許可を受ける施設は、今後増加する見込みです。最新の情報は以下の URL の環境省ホームページをご参照ください。（「PCB 認定施設」で検索すると、検索結果の上位に表示されます。）

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管するものは廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第8項に基づき、以下の条件を満たす特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければなりません。

特別管理産業廃棄物管理責任者の要件(感染性産業廃棄物)

イ	医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士
ロ	2年以上環境衛生指導員の職にあつた者
ハ	大学、高等専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者、又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者

特別管理産業廃棄物管理責任者の要件(感染性産業廃棄物以外)

	資格・学歴	課程	修了した科目・学科	廃棄物の処理に関する技術上の実務経験
イ	環境衛生指導員			2年以上
ロ	大学	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	2年以上
ハ		理学、薬学、工学、農学 これらに相当する課程	衛生工学、化学工学以外	3年以上
ニ	短大・高専	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	4年以上
ホ		理学、薬学、工学、農学 これらに相当する課程	衛生工学、化学工学以外	5年以上
ヘ	高校・旧制中学		土木科、化学科 これらに相当する学科	6年以上
ト			理学、農学、工学に関する科目 これらに相当する科目	7年以上
チ	(学歴要件なし)			10年以上
リ	イからチまでと同等以上の知識を有すると認められる者 (例)特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会修了者			

特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会に関するお問い合わせは、一般社団法人兵庫県産業廃棄物協会（078-371-3177）までお願いします。

なお、受講申込書は、神戸県民局を除く各県民局環境担当課でも、入手可能です。

PCB廃棄物の判定フロー

① PCBを使用した高圧トランス等

PCBが使用されているかどうかは各メーカーのウェブページ等で確認することができますので、分析測定する必要はありません。現在、日本環境安全事業株式会社 (JESCO)にて処理が進められています。

② PCBを使用した安定器、小型コンデンサ、感圧複写紙、ウエス等のPCB汚染物

JESCOで処理する計画ですが、近畿ブロックでは処理施設は未整備です。

③ 微量PCB汚染廃電気機器等

PCBが使用されていないのに、微量のPCBが意図せず混入したことによりPCB廃棄物となったもので、環境大臣が認定した無害化処理施設で処理することになります。

PCB不含有を証明できないものは、微量PCB混入の可能性を否定できないので、PCB濃度を分析測定して、PCB廃棄物か否かを確認する必要があります。

上記の3種類のPCB廃棄物に該当するかどうかを判定するフローは、次のとおりです。

